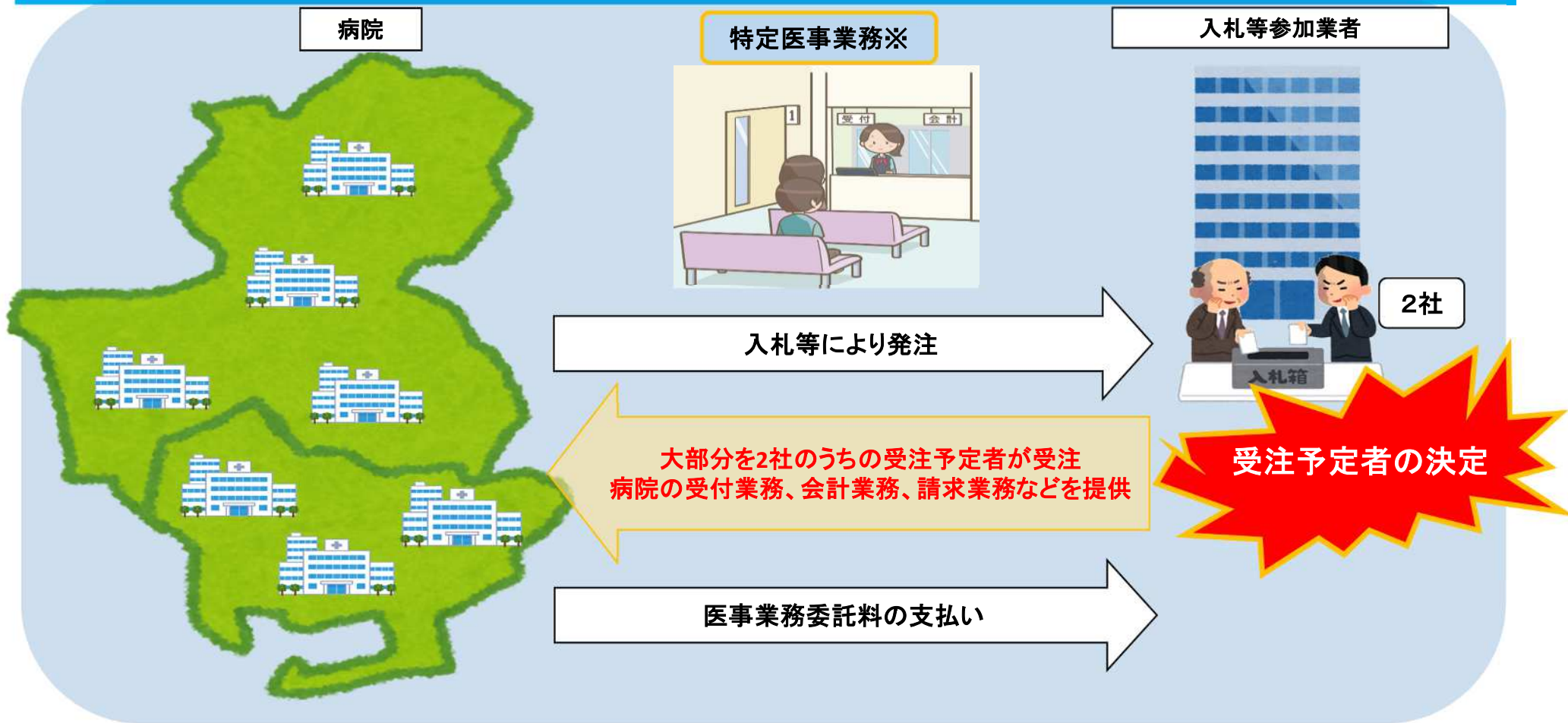


愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について



特定医事業務の取引分野における競争を実質的に制限

※「医事業務」とは、病院における患者の受付業務、療養の給付に関する費用の計算業務、会計業務、療養の給付に関する費用の保険者への請求業務（これらの業務以外の業務が併せて発注される場合、当該業務を含む。）をいう。このうち、「特定医事業務」とは、愛知県又は岐阜県に所在する特定の病院において、当該病院の開設者又は管理者が入札等の方法により発注する医事業務をいう。